

第五章 問題多発の三年間

第五章 問題多発の三年間

一、開成社所有田圃宅地

九年十月三十日 現在開成社の所有となる開墾田圃宅地百六町七反五畝六歩とし、この代価二百十三円五十一銭七厘を年賦上納と定め、本日代価十分の一と本年分を合せて上納す（社誌）

二、凶荒予備米

九年十二月十五日社員會議して佃戸より収納する宅地税六十石七斗五升を凶荒予備とし桑野村に備う、それは佃人が契約通宅地税を納めざるべからずと言えども、新墾地なるを以て作得十分ならず、これを以て苦情を鳴らす者あり、社員これを察し凶荒予備とすることを二課出張官に告ぐ、出張官嚴に佃人を督し全額を貯蓄するに至る（社誌）

三、開墾対策の再検討

十年一月二十三日 阿部社長は緊急社員會議を召集し、水田、桑園の造成増強についての積極化、これに伴う佃人の管理対策再検討問題を協議した、桑園は水田に比較して造成が甚だ進まず、折角植栽しながら手入を怠って荒れるがままに放任されていて、度々勸業出張所の警告をうけている始末である、この原因は佃人の怠惰にあるとはいえ、真相は何といっても人手不足にあった、これには佃人だけに依存せず開成社員も常時現場に接触すべしの勸業所から注文がでていた、しかし、社員らはもともと商舗の経営者であり、開墾事業は商舗の余力で進め、なお応分の出資を厭わないことを立前とし、よもや、佃人ら仲間と日々鋤^{すまぐわ}鋤をとるとは考えてもいないことであり、事実そんな仕事は最初から不可能

である、社員は富める商人であつたから、開墾に頼らずとも欲するままに土地は金で入手できた、役人との係りあいなどで余計な苦勞する必要はない、ただ新地開墾により郷村の利を増し国益の一端に役立とうの去私奉公から県の勸奨に呼応したのである。さて現地に臨めば事態は意外にきびしく、止むを得ず商舗はおろそかになる上に、すでに社員の出費は数万円に達している。

しかし、願れば一同の努力は空しくはなかつた、設備不足の中にも年々形を成し、開拓面積二百町歩に到ろうとし、人煙まばらな大槻荒原は新村桑野の名に呼ばれるまで様相を変え、県と政府の感賞をうけ、民の力が為せる開墾の新天地故に、天皇の御来臨を忝うし御嘉賞の榮に浴したのである。

この時点に思い至れば、大槻原開拓は県と開成社の共同一体の事業として進められてきたことになる、だが経済的維持の主体は開成社である、事業の存在する限り、免れられない責任を負わされている、その重責に耐えるため対策の再検討を必至とした。

四、佃人（小作人）管理を練直す

開拓官農の主役は小作人である、さきに村上県属が牛馬用耕作機を導入し小作人の稼働力増進を期待したが、折角の利器も小作人の勤惰に左右されて全面的に効果をあげ得なかつたことから、勸業所でも小作人の資質と生活環境を問題にしたが、これより先開成社首脳部でも小作人の処遇管理に改革の要あるを感じていたので、従来佃人管理を目的とした規則を練直すこととし左のように各条項を改廃補正した、これはもちろん社員会議の決議によるものである。

第一、証書取替の件

第一条 社則へ年月日違いの個条を付箋し明治八年を初年とし、小作人をして苦情なからしむるため、更に十年一月取替ることに認めしむ。

第二、第三条は廃止

第二、家作処置の議

第一条 小作人の家作を得んとするは則ち目前の利を見て永続の法を思うに非ず、之を與うるとするも禍のある方に之を修補すべからず、又社中と言えども禍数度に至ればその力及ばざる所あらん故に、家作に変故ある時は社中互に拠金して速かに補修することとし、小作人の望みに任せず開成山人口増植を計ることとする。

第二、第三条廃止

第三、年貢を延ぶる議

第一条 社則に反すと言えども小作人の情実を察し、その機に応じ之を処すること。

第二条 明治十一年よりの収納は社則なれども昨九年の如きは旱魃のために大いに収獲を減ぜり、小作人を引立つるには収納を延ぶるに若くはなし。

第三条 明治十一年より向う二ケ年間収税を免すこととす。

第四、馬代金の議

第一条 社則六十二条馬代金は貸付の年より三年目に一時返納すべき筈なれどもその情実を計れば猶予せざるべからず。

第二条 本年一時に取立つるべき処小作人の窮状を察し二年を延べ、来る明治十二年に取立つるものとす。

第三条 馬代金その他収納を延ぶるときはその恩に感じ一層勉励すべきことなれども却て怠る者あるときは、勸業所に督責せられんことを乞うべし。

第五、積穀の議

第一条 明治十一年より社中にて積穀するの社則なれども既に昨九年の如き非常の旱魃により、小作人引立のために一戸玄米三俵宛官の社倉に積立たり、天災は計るべからず依りて十一年を待たず本年より積穀することとす。

第六、大島前開拓の議

第一条 小作人に土地を有せしむるは、その永住を勧めるためなれば、社中にて凡それを看護し共に勸業出張所に乞うべし。

第二条 廃止

第三条 勸業所にて之を業とせば後年設立の戸数を計りて乞うものとす。

第四条 現在小作人勸業所に願出たる者はその費用は勸業所に乞わしめ、後年の戸数を計り地所を乞う者は、社中に費用を弁ずることとす。

右の会議決議を二月九日に勸業出張所に報告し、決議の如く施行方を要請した。旧条項に比し、改則によって小作人の權益は広げられた。

五、社内の新機構

開墾創生期を過ぎて耕作操業に追われるようになって、県の出先機関も開拓掛から勸業出張所となって監督指導が強化された、これに対応し開成社内にも新機構が討議され、前項のような小作人処遇の規則改定が行われたのそのためであるが、これと関連して社員各自が司会する社員会議の試みが阿部社長、鳴原並社長らの提唱で決まり、毎月実行されることになった、所でこの第一回会議には去る一月三十日催された阿部社長所信発表の会を当てられ、第二会議は二月二

十八日佐藤伝吉宅、第三会議は三月二十八日永井惣吉宅と相ついで開催された、会議には勸業所役人も列席し、参集社員と共に論議を交え、または質問に応じた。

会議は問題山積し議論沸騰することがあったが茶話程度の時もあった、会議は全社員出席が原則だから、席上決議されたものは総会決議同様実行に移されたのである。

六、拓地内橋梁を石橋に架替

明治十年四月二十日 佐藤伝兵衛宅の第四回会議には開成沼修理、石橋架設工事が議題となり、これは去る巡幸以来の懸案であつただけに両案とも速急実施を決議した、その工事担当と同出納責任者に津野喜七を指名した。

拓地内には水利路に架設する百余の仮木橋がほとんど腐朽していることが予ての問題であつた。

七、創業以来開拓費決算

十年五月六日、大槻原から桑野村誕生までの開拓に費消した金は総額二万三千五百六十七円九十八錢五厘四毛の決算書を県に報告する。

同日開成山上と佃戸の防風林造成に杉苗数万本を栽植した。

八、新水路工事完了

同年八月七日、予て計画進行中の多田野村から桑野村に至る新水路工事は六月二十八日着手し、勸業所員、開成社員の奔走で順調にはかどり本日竣工をみた、同水路は多田野の廃塘を活用し導水設計を立て、地元多田野と途中大槻に分水し桑野村開拓田を灌漑するもので、費用は県開墾費中から支出された。

九、賃房設営等諸施設案

十年十一月一日 横山貞吉宅に第七回會議（第五回武田重蔵、第六回山口哲蔵の各宅に會議を開いたが阿部社長病氣欠席のため提出議案なく流会）を開き、佃戸締約再議、新田維持方法、石橋架設増強、賃房設営促進等の諸案件を討議したが、どれもこれも重要案件で會議の手に余り、正式總會に付議することとなった。賃房は貸家の意で、田畑作業の人手は佃戸居住の小作人だけでは不足のため、他方部から労働者を集めねばならぬ、その際遠隔地からの労務者には宿舎つまり賃房を用意しなければならぬ、農繁季節は田畑を通じ相当期間に亘る、その間低家賃で自由に生活できる賃房は彼らにとって助けとなるし、地主（社員）にとっては設備費用の負担となっても、人手を集め易く作業措置がとれるその施設が全くないわけではなかったが、空いている佃戸を当てたりしていた、専用の賃房は急を要したのであるが、これも他の案件同様に一括して總會に移された。

一〇、未決問題再議臨時總會

十年十一月二十一日 去る一日第七回會議で審議未了となった案件を左の通り採決した。

一、佃戸（小作人）要求の締約改訂の件

締約は開成社創業の社則に準拠したもので、締約変更は社則に反することであり、締約変更は認められない、但し小作証の作成要求は了承し明治十一年に受渡しをする。

一、賃房は新田維持上緊急とし四十戸を営繕する。

一、石橋の架設に当っては、車馬通行に支障なきよう橋幅を広めること。

一、稲田は馬耕利用に供えて、区域広く地床の低下整理を急ぐこと。

右四案の内賃房（貸家）営繕問題は議論統出し、深夜に及ぶも結論に至らず、営繕の議には社員いずれも異議なく認

めながら、四十戸の戸数については次回の会議において決定した。

一、社員脱退処置

明治十一年三月十六日 社長並鳴原弥作が議長となり第九回会議が同家で開かれた、議案は(一)社員脱退、(二)小作人退去の問題(三)副社長安藤忠助死去に伴う後任選挙等であるが社員遠藤助右エ門、橋本徳治の脱社の件は開成社二十五人結束を欠く重要案件として慎重に討議が行われた。

両社員の脱社理由は特に表明されないが、家産不振を来し社員としての義務をつくし得ないとみられた、二十五人勢揃いして出発した同志のうち、五年余にして二人の脱落をみるは、やはり人の世のままならぬを語るものであるが、と同時に過去った五年間社員は出資負担の犠牲のみ多く得るところ全くなかったを語ることもなる。

強力な富商はともかく通常の商人には辛抱も限度があり、力つきた者は退き、余力ある者も逃げ仕度を考えることになり、事実開成社員中には兩名の外進退の岐路に迷う幾人かがあり、年々重なる開拓業の困惑に社員の三分一は浮腰になっていたという中で遠藤、橋本両社員の行動化である。

規則第八十七条には

後年に至り不如意のため田畑を売却う者がある時は、社中にてこれを引受けて本人の幸を失わないようにし、一旦担当の地所は末々まで社中にて引受ることが結社の本意である

の規定があつて、退社兩名の所有地は社中何人かに譲渡をきめなければならないが、これは鳴原、津野が引受けることで決定した。

この脱退譲渡はすでに県開拓掛で詮議され、地所の処分方法は開成社規則を守るは当然とした以外、脱退者の地所は社中が買上げ、名義を存置し、脱退者不如意回復の節は元価元戻しに応じ従前通り社員復帰を計るようへの結論を下した、鳴原議長はこの開拓掛案を一同に諮ったところ

家運盛衰のは商法の常であり、身代不況で退社する者ある毎に一々これを代償するは至難である、不幸にして家産衰亡者統出の場合、如何にして社はその負担に応じ得るか、社の実情は社業永續について苦心しつつ社中一同努力しているこの上退去者の分まで責任をもつは、一人の救済のため多数が共倒れの結果を招きかねない。

と、開拓掛の発言に反対があり、一方立社結束の精神から名義存置に賛成もあつて、結了に至らなかつた。

開成社規則第五条に

結社中欠員せるか又退隠等の事ある時は、其相続人愈益此志を継ぎ此業を勧め、社中永く懇和致すべしとあり、第八十七条の趣意とも照合するに結社二十五人の陣容を大切にし、万一欠くることあれば、その後継者によつてあくまで名を存したいとするの精神がこめられている。されば退社員も復帰し、現在開成社は結社当時社員の子孫によつて維持されている。

一二、離散小作人賃房収容

第九回会議の(二) 入居規則に違背する小作人については予て心配されてきたが、この会議でも取上げられた、現在まで小作人処置に開拓掛は寛大過ぎるとみられ、そのせいか、退去決定し作業無関係の小作人は佃戸居住の特恵も権利もないはずだが、依然居据りをつずけている、地主が立退を迫れば難題を吹きかけ、口実をならべて応じようとし、会議は開拓掛員と社員の合議の上当分の措置として、即刻立退困難者は一般貸家の賃房に収容することにした、但し賃房はその名の通り家賃を徴収する。

一三、副社長補欠選挙

第九回会議の(三) 副社長安藤忠助死去したのでその補欠後任の件を諮った、開成社規則第四条に、社長副等欠員ある時は社中入札を以て県庁へ申白すべし、

とし、入札は投票であり、従って社員の投票選挙で決定する、選挙の結果得票多数の津野喜七副社長後任に決定した。

一四、脱退社員墾地の処理

十一年五月九日 去一月十六日鳴原宅第九回会議で脱退決定の遠藤助右エ門、橋本徳治の所有開墾地は、開成社規則により社中または社員間で譲渡を行うことになり、県の了承を得た上で、鳴原弥作、津野喜七が引受けた、しかし後日の家況挽回を期待して出資の実体を失っても二人の社員名義は存置することとなったが、これは開拓掛の要望にそったものであるが、また当時県の方針でもあった。

一五、土族移民の侵入を防衛

十一年十一月二十七日 第十三回会議を斉藤久之丞宅に開催、久留米藩土族移民が開成社有の宅地、賃房に入住申込の件を議題とした、これより先猪苗代湖水引用の安積疏水事業が緒につき、同疏水が両三年後の開通と同時に政府直営の土族授産開拓計画が十年八月ころから始められ、県も専らこれに力を注ぎ、開成社開墾を疎外されそうであった、その現れとして久留米藩土族の一味が桑野村南大蔵垣原に開墾移住を企て、県に融資申請したに対し、土族授産開拓の第一陣と歓迎し即座に三万五千元を貸與している、十年八月のことである（社誌）四年前郡山富商二十五人束になって三千円の池塘工業費の貸付をうけた時の苦心惨胆とは比しようもない。

巨額の県費を安々と手にした森尾、太田らの発起人は同志を呼寄せ事業に着手した、所で九州から大挙来郡した彼らは何よりも住居に困った、先着の森尾らは同じ村内に群立する開成社開拓地の賃房に多分の空家あるを目撃していたのでこれを借用するにしかずときめ、出県して中条書記官の援護を取付けた上で開成社に申入れた。

この日の斉藤宅会議は右の申入を主題に審議が行われた、重要案件故に阿部社長の臨席を求めたが病気のため阿部茂助が代理となって議事を進めた、申入に対しては社長代行の阿部茂助がまず賛成し、安藤忠助これに続き、津野喜七は反

対を主張、その他賛否相つぎ会議は混乱未了となり、賛否を問われた阿部茂兵衛は断固反対を表明した。申入れの背景に中条ら県の圧力あるを重々承知の上で最終会議は反対の採決をした。

一六、小作人の反則非違募る

明治十二年一月十一日 小作人の反則行動は募る一方であつた、お上を恐れる感念強い時代であつたから勸業所県役人の一声が改心を促す効めを果したが、それも度重れば役人の言に反抗したり、また逆に哀訴嘆願の下手に出て、役人を辟易させ動じなかった、役人の甘さから彼らの増長は目に余つてきた、これは地主雇用主の社員側にとって許しがたいことであるので、柳沼恒五郎、甲斐山忠右エ門の両社員は数日間リストにあがつている小作人らの勤務状況を調査したが、彼らの不規律放従の在方は個人単独の行為だけでなく、同類しめし合せ集団をくみ処遇条件に対する不平抗議や勸業所徴収税の長期滞納まで企んでいるなどははたしく悪質化していることが判明、この結果をもたらし勸業所に善処を要請すると共に、社中でも本腰の対策を迫られたが、具体的協議は次回会議で行われた。

一七、悪小作人に役所の無策

十二年一月二十四日 去十一日柳沼、甲斐山社員が勸業所石井属に質した小作人の反則悪化対策につき、この日開催の小針半七宅第十五回会議でも討議されたが、彼らが怠業を緩和する方法として、家屋譲渡額を一戸百円としこの返済を二十年賦償還とすることや、年賦金完納者には宅地と桑畑一反四畝歩を分与することなどの提案があつたが、これにはもし家屋土地を与えれば彼らは売払って現金化し退去するは必至なりとして反対の声あり、列席の県勸業所員も一応発言したが、すでに役人側は小作人所為の悪化に策なしとしてサジを投げた体であつたから、社員も役人に制御されず激論をはいて会議は収拾できないまま散会した、小作人中には税金を三年も滞納している者があり、開成社が手ごずると同様に県出先機関としての勸業所も小作人監督には困りぬいていたのである。

一八、勸業所廃止石井属退官

十二年二月二十八日 郡区改制により勸業所出張所は郡役所に併合廃止となる、勸業出張所長石井貞廉は開拓掛開設と同時に開墾監督官として着任以来、中条典事外県官らと共に勤務し、中条の本庁帰任を最初に同僚が次々と異動する中に、石井属だけは終始変わらず八年間開成社の事業を推進してきた、その石井属も勸業所廃止に伴い本庁に転任することになったが、彼は八年間住みついた土地と開成社員との緊急関係に絶ち難きものがあり、異動離任を機に官を辞し開墾地帯に牧場を経営し、今後ともこの地に定住の意あるを開成社関係者に語った、開墾をより盛んにするには牧畜業経営を必須とするは彼のかねての理想であった。石井の牧畜業が開墾に直接どれほど寄与したかは記するところないが、その後大正末期まで石井牛乳舎の名の存続に徴して、彼の計画は所期の農耕牧畜の規模に至らないにしても、乳業牧場として個人的に一応成立ったことをうかがわせると共に、なじみを深めた開成社とのきずなを保ち、開拓地に永住したいと官職をすてての念願を叶えたことになる。

一九、水田百余町の整地成る

十二年四月十四日 社業積極化を打出し水田の整理、拓地周囲の橋梁改善工事に津野喜七担当主任となって指揮監督に努めた。古朽の木橋を石材構造に替えた、水田は荒削りの地面が到る所凹凸隆起して、水利流通を欠き植付も自由でなかったを、工費を厭わずに地均しを行った、なんせ開墾仕放しの状態であったから、二丈余（約二メートル）の谷間が放置されたままであり、さらに小山のような高地が残存していた、その幾多の障害を削ったり埋めたり難工事に数千金を費したりと社誌は書残している、ブルトーザなど埋立掘進に便利な機具が現われたは昭和時代も中頃以後である、それまでは耕地整理と呼ばれた農業改良は牛馬耕か人工労力に待つ外なかった、開成社の明治十年代はまだ原始農業の名残をとどめていた、作業なほとんどは人の力である、それにしても銭単位の労賃の往時、数千円を投じ整地の水田百

余町とは正に大事業、

社員大いに奮発し橋梁を石にし、水田の隆起を平げ水利を自由にす、と社誌にその意気込が読まれる通りである。

二〇、小作人処分に郡役所回避

十二年四月十六日 前章に記したような数千円の巨費を投入し多数の人手を要しつつある開拓整地緊急事態の一方で、開成社は、依然として悪質小作人に手こずっていた、小作人の順当な脱退には開成社または社員各自の所屬毎に、解約手続で済まされるが、解約に不当な要求をつけたり解約後も佃戸を離れない手強い小作人の処決は、初期から開拓掛（後勸業出張所）の監督官に処置を一任されてきた、今は勸業所が郡に併合され、小作人間の苦情は当然郡役所に持込まれることになったが、郡は小作人進退には関知すべきないとして拒否した、開成社側は多年に亘る慣例を根拠に再三願書に及んだが却下された、しかし同じ県治下の出先機関として昨日までの慣例を無視する方針を解しかねて、直接県令宛親展の伺書を差出した、この間不法行動の小作人三人について、郡に託すことできない開成社はやむなく警察に処置を願出ている。

二一、広がる小作人の動揺

すでに度々の記述でも知られる通り、不逞小作人対策には地主側の開成社、目付役の県出張所も苦慮の種としてきたが事態はいよいよ深刻化すばかり、もはや当事者間の収拾範囲をはみだし裁判沙汰に及んでいた、小作契約解消後も佃戸を占拠して、社員（地主）に不当な要求を続け、郡の開拓係に文句をつけていた横川吉左エ門、原多助、森藤喜八三名は白河裁判所に訴願した、彼らは開墾従事の代償として佃戸の取得、田圃宅地の分与要求など一様でないが、開成社規則と契約条項に照合すれば、どれも不合理な権利の主張であるので、開成社は特に総会を開き社員の総意で拒否を決定した、県の見解も同様であって、彼らが義務を放棄した勝手な行動は相手にされなかったは当然で、これを不服として

最初は警察に陳述したが、警察では郡役所同様に詮議の筋でないとして退けられ、裁判に申立たわけである。

裁判所は申立を受理し、相手方の開成社代表を呼び当事者出席の上で事情を聴取した結果、宅地税不納その他契約不履行等小作人としての違背事実あり、これに対し地主としての開成社が許容を認めないかぎりには仲裁成立し難しと不調を申渡した、この結末は予想されたものだが、ただこんな事件のため召喚状により白河裁判所まで出頭しなければならぬことは、阿部社長の大きな迷惑であった。

二、広がる小作人の動揺 (一)

前章小作人ら裁判所申立事件の不調決定は五月三日付であるが、これより先四月二十五日に小作人八名が佃戸全部の総代なりと称し、田圃宅地の分与の承認を得られなければ全員退散すると言いだし、さらに翌二十六日には三十三名の小作人が集団して退去の意を開成社事務所に表明した。

前者の場合は社員会議の決議を以て、

退散者は望むところに任す、田圃宅地は分与するの理由なし

と回答した、後者の場合には開成社も考慮に迫られ、数日間彼らの動向を注視した結果、五月二日夜緊急臨時総会を開いて、退去は自由とし、その補充に新移住者募集の処置を決定した。

幕政から新政府への変革は、失祿武士をはじめ一般庶民の人間関係に激動を呼び、農民社会では地主对小作人の紛争が続発していた。この風潮は、新墾の桑野村開拓小天地にも流れこみ、小作人らの浮腰はその兆候とみられた。開成社の経営は、時代の風当りをうけて苦労が増す一方であった、開成社を被告扱いにして不労無頼の小作人らの公訴騒ぎは引続き、五月十五日に水野忠七の告発に対し、阿部社長に白河裁判所から召喚状があり、同十九日には安積郡役所から訴願小作人と地主関係にある社員十名が呼出をうけ、佃戸契約問題につき説明を求められたが、これも白河裁判所の仲裁に移され不調となった。